

日本とアラブ諸国との経済関係

—戦前のエジプトとの経済関係を中心に—

昭和 56 年 4 月

日本アラブ関係国際共同研究国内委員会

1897年	陶磁器類の対エジプト輸出始まる。
(明治30年)	
1898年	エジプト綿、初めて輸入される
(明治31年)	
1909年 6月	兼松江商、アレキサンドリアのピラバチー商会とエジプト綿取引協定成立。
(明治42年)	兼松江商、エジプト綿輸入。
1913年 7月23日	日総喜多常務エジプト視察。
(大正2年)	
1917年 8月	日本郵船、ポートサイド航路を開設。
(大正6年)	
1918年 12月	日本郵船の歐州航路定期船のスuez経由復帰。
(大正7年)	
1919～20年	スuez運河通過の日本船舶数急増す。
(大正8～9年)	
1920年 4月	大阪商船、ポート・スーダンを日本歐州航路の寄港地とする。
(大正9年)	
4月15日	東洋綿花設立(三井物産より独立)。
5月16日	日本郵船、スuez経由の西航組織開始。
1923年	スーダン向輸出頭角現す。
(大正12年)	江商の竹内利治、印度駐在後、アレキサンドリア、イスタンブルに2・3ヶ月滞在。

1923年2月 日紹、アレキサンドリアに出張所を開設。
(大正12年)

7月24日 日本・トルコ通商条約締結。

1925年12月20日 トルコ開港法一部改正。
(大正14年)

1926年3月7日 無条約国(日本含む)よりの輸入葉煙草に対する
(大正15年) 開港をエジプト引き上げる。これにより、東京の
金剛商会、上海伊藤洋行は大打撃を受ける。

3月 大阪商船、アフリカ東岸線を開拓。

7月 アレキサンドリアに横浜正金銀行出張所が設置。

日本政府、近東地方及エジプト方面駐在の使臣
会合をコンスタンチノープルで開き、日本と近東
方面を連絡する航路開設を検討。

エジプト、外国有限責任会社に対する新規法則
決議。

1927年10月 日本産業協会に委嘱し、カイロ市に日本商品館
(昭和2年) を開設。

1928年 日本・エジプト貿易統計上、レーヨンが初めて
(昭和3年) 総より独立し人絹、綿交織布として一項を設けられる。

1929年4月 日本郵船、アラブール航路開設の近東寄港開始。
(昭和4年) (イズミー船運イスタンブル・ビレウス・アレ
キサンドリア)

ドルガ、輸入無税通関の商品見本に関する指令
発表。

1929年 日本バルカン直通航路開始。日本郵船、バルカ
(昭和4年) ン諸港アレキサンドリア港に寄港。

1930年3月 エジプトと暫定通商条約締結。

(昭和5年)

12月 大阪輸出協会、カイロ日本商品館にて見本市開催。

1931年1月 日本全国商品陳列所連合会、カイロ見本市を開催。

3月21日 パレスチナ、植物輸入規制設置。

3~4月 エジプトに対する、日本のレーヨン織物への需
要激増し、イギリス類似品に大打撃を与える。

7月 三井物産、カサブランカ進出検討(商品は、主
に織三種)。

日本茶業組合、モロッコへの輸出検討(支那
茶の取扱いを含め)。

東錦、ヨーロッパ及アフリカに植業視察団派遣。

1932年6月2日 エジプト輸入開港大改正。

(昭和7年)

4月(開港) テルアビブ市にて第5回レヴァント国際見本市
開催され、大阪錦木商店のタオル類、大同貿易会
社のメリヤス類、戸畠織物会社の綿製品が出展さ
れる。

スードン向輸出顯著に成り始める。

7月10日 ベルシャ帝国議会、通商独占法可決。

12月18日 カイロ商工会議所、エジプト工業品陳列館を建設。

- 1933年 1月 5日 トルコ国貨幣保護法令発布。
 (昭和8年)
- 1月 日本郵船、仏領モロッコの方サプランカに寄港。
- 5月 15日 エジプト、綿糸布関税一部改正。
- 6月 10日 エジプト政府、国内工業保護を理由として綿布及び綿糸の関税改正。
- 9月 10日 東紡、アレキサンドリア駐在員設置
 トルコ、綿花の対日輸出を条件とする制限外日本綿布の輸入契約を締結。
- 1934年 2月 エジプトに於ける商標意匠等にまつわる本邦品の不正競争取締。
- 4月 ナショナル紡績会社とマンチュスターのカリコ・プリンターズ・アソシエイションの共同出資の下、エジプト織物会社創立。
- スーグン商業会議所総会で、対日関税引上げが提唱される。
- 7月 26日 日本トルコ交換貿易暫定協会、イスタンブルにおいて調印。
- 日本は12月 日本輸船、ボンベイ航路使用船のペルシャ湾諸港に就航入港による回航開始。
- 1935年 1~6月 昭和10年上半期の綿布輸出順位はイラク、アーデン、シリア、トルコの順となる。
- 3月 エジプト政府、日本品の進出に鑑み綿布工業の保護問題検討。
- 4月 4日 輸出綿糸布同業会、日本アフリカ綿糸布輸出組合設立決定(発起人: 日紡、東洋紡、江商、日商、伊藤忠、又一、田附、田村、八木、豊島、九榮)。
- 1935年 5月 シリア、5月17日より向う1ヶ月間本邦品に対する通商国待遇を継続することを決定。
- 6月 5日 『通英埃及經濟報告書』、対日為替補償税の設定について言及。
- 27日 商工省、対イラク片貿易調整官民協議会を開催。片貿易調整方針を決定。
- 7月 日本經濟連盟及び日本商工会議所、カイロ及びアレキサンドリア商業會議に対し、日本・エジプト通商条約商業通告への抗議送別。
- 7月 17日 エジプト政府、アレキサンドリア駐在領事に、日本・エジプト通商条約商業通告を手交す。
- 7月 23日 エジプト蔵相、新条約締結の用意を表明。
- 8月 10日 紡績連合会、輸出綿糸布同業会と、エジプトの綿布統制問題に關し、連合特別委員会を構成。
- 8月 バレスタインに於ける本邦品輸入防止運動高まる。
- 8月 12日 大阪綿糸アフリカ輸出組合は、日本綿糸アフリカ近東輸出組合と改称し、統制地域を拡大することを申請。
- 8月 28日 日本綿糸布アフリカ近東輸出組合は、対シリア、エジプトの通商條約締結及びエジプトの貿易問題調整を協議し、対近東エジプト委員会設置を決定。
- 9月 20日 日本・エジプト新条約締結交渉のため、笠間代表の日本側の本部幹事会長、表カイロに赴く。
- エジプト政府、日本綿製品及び人絹製品に為

- （アフリカ）アフリカ近東輸出組合、アフリカ近東貿易促進委員会、アフリカ近東貿易振興会議等の名称で、アフリカ近東輸出組合は、アフリカ近東貿易促進委員会の下に設立された。
- 1935年 9月20日 エジプト政府低為替率より輸入の綿布、人絹織物及び同上製品に対し従価四割の為替補償税課徴。
 （昭和10年）
- 10月18日 日本・エジプト通商条約破棄。
 22日 エジプト財務省に於て日本・エジプト会商開始。
 日本・エジプト会商（カイロにて）開催。
- 10月31日 日本・エジプト通商会議において、笠間代表が
 エジプト政府に為替補償付加税の撤回を要求。
- 11月 5日 1936年5月10日を以てイラン國と各國政府
 との間の一切の關稅協定破棄することを表明。
- 1936年 3月 2日 エジプト織物工業株式会社（ナショナル紡織会社とカリコ・プリンターズ／アソシエイションの
 合同出資）が増資。
 3月 3日 エジプトのミスル紡織会社、日本より多量の輸入ある人絹布の生産開始を決定。
- 5月 26日 イラク、特定本邦品（織物）の輸入制限を決定。
- 6月 9日 日本・エジプト会商打切り。
 23日 英国潔白合同会社長、演説において対エジプトの潔白品輸出減退の原因を日本の低廉綿布にある
 と言及。
- 7月 1日 日本綿糸布アフリカ近東輸出組合、アフリカ・
 近東に於ける輸出組合、近東に対しては全面的綿糸布輸出統制規定を、ま
 たシリア及びレバノンに対しては特別規定を制定。
- 9日 近東バルカン輸出組合、輸出統制強化並に相手
 国との貿易調整をはかるため各地組合と連合会結成
 を決議。このため同組合は、従来のバルカン諸國
- を放棄してアフリカを加え、名称も近畿近東アフリカ輸出組合と改称。
- 1936年 7月20日 大阪綿糸布アフリカ近東輸出組合、8月1日より
 （昭和11年） シリア向け綿糸布輸出統制実施を決定。
 24日 大蔵省、シリア及レバノンにおいて生産される
 商品に対する輸入關稅を引下げ（政府協定税率限
 度内）。
 1937年 10～11月 貿易組合中央会の貿易斡旋所、アレキサンドリア・カサブランカに設立。
- 10月 27日 日本・トルコ新貿易協定並に同附屬取締めに關
 して正式調印（11月6日より発効、貿易年額
 400万トルコ・ポンドの制限撤廃）。
- 1936年 10月 28日 トルコ政府、日本・トルコ貿易暫行協定の廢棄
 を通告（1937年1月2日より失効）。
- 11月 エジプト政府、紡織委員会組織。
- 1938年 3月 2日 ヤッファ相撲取引所、日本雜貨、アフリカ近東
 輸出連合及び日本商議に対し求償制貿易の締結方
 法を正式に提議（パレスチナ側提案は、少なくとも
 年額18万ポンドの日本向け相撲類輸出を条件と
 している）。
- 4月 11日 エジプト政府、綿糸布關稅大幅引上げ（現行率
 に比し十割）、即日実施。
- 8月 3日 商工省は、日本綿糸布歐阿近東輸出組合、日本
 紡人絹糸布輸出組合連合会の両團体が組織する貿
 易調整委員会（イラク及びシリア、レバノンの求
 償主義に対し、それら地域向け綿糸布、人絹糸布

に対し特別統制手数料—c.i.f 3%を徴収し、輸入補償金に充当することを業務とする)を近東輸入組合に改組し、統制命令によりイラク及びシリア、レバノンの求償制に応対することとした。

1938年11月25日 高工省、日本歐阿近東輸入組合設立を認可。
(昭和13年)

1939年 1月14日 日本歐阿近東輸出入組合連合会設立認可。
(昭和14年)

2月23日 エジプト政府、2月1日以降1ヶ月間の日本綿布の輸入割当を発表。

3月16日 エジプト製靴類の対日競争に付スーグン委員会建議。

4月 ポート・オーダン、スエズ、ジャッファ、ララヴィダ、ハイフラ、ベイルート、ラルナカ、アレキサンドレッタ、イズミール、イスタンブール、サロニカ、ビレウス、ゼノアを通じる近東伊太利航路を日本郵船、開設。

4月19日 シリア、綿花輸出禁止。

5月 6日 仏植民地(モロッコ・シリア・レバノン・チュニス)に於ける日本品輸入には特別証明書添附必要と仏規定。

6月 9日 仏領モロッコ政府、6月20日以降の邦品の輸入制限を発表。

7月 31日 日・仏政府間でシリア、レバノンに関する新通商協定成立(7月29日より発行、雑貨をも含めた全商品を制限する求償的協定)。

1939年 9月 5日 日本総販賣近東輸出組合連合会所属組合、近東及びパルカン諸国向け雑貨について輸出統制を実施。

26日 モロッコに輸入せらるる織物類(主として土人用にて日本上り輸入の物)に就き、公定相場が設定される。

9月 日本・エジプト貿易、输出輸入共減退を示す。エジプトの綿花の输出不振に基因する。

1940年 2月 19日 仏領モロッコに於ける織物公定価格決定。従来の公定価格に比して大体4割5分内外の引上。イラク政府、貨物及イラク産品の输出禁止。

6月 日本郵船の近東伊太利航路休止。

20日 日綿、アレキサンドリア出張所を支店に昇格。

1941年 7月 日綿、アレキサンドリア支店閉鎖。

<出典資料>

- 産業第6巻 昭和4年4月号、7月号、10月号
- 産業第7巻 昭和5年4月号、12月号
- 産業第8巻 昭和6年3月号
- 産業第9巻 昭和7年1月号、6月号、7月号、8月号
- 産業第10巻 昭和8年3月号、4月号、6月号、11月号
- 日経会商問題参考資料 第15巻 第15号
- 国際経済週報 第15巻 昭和9年5月~8月
- 第16巻 昭和10年第2半期

- 第16卷 昭和10年第3四半期
〃 4 "
- 第17卷 第27号、29号、31号、45号
- 第18卷 第44号、
- 第19卷 第10号、16号、32号、48号
- 第20卷 第9号、24号、32号、37号
- 大阪商工会議所月報 昭和2年 第240号
昭和9年3月 第322号
昭和10年 第338号、340号
昭和11年 第350号、
昭和14年3月 第382号
- 欧阿近東 昭和14年 第1卷第4号
昭和15年 第2卷第4号
〃 5 "
- 外匯省通商局日報 昭和10年 第46号
昭和11年 第93号、175号
昭和12年 第7号
- K G 物語
- 江商六十年史
- 日錦70年史
- 日本郵船株式会社
- 大阪商船株式会社
- 東總四十年史
- スデン経済事情（横浜正金銀行頭取席調査課調査報告書第97号）
- 対「バルカン」及近東方面貿易研究資料
- 阿弗利加洲向本邦雜貨輸出貿易の分析
- 埃及經濟事情と日埃貿易
物産会社第十回支店長会議事録（昭和6年7月24日）
海外經濟事情 第5号（昭和12年）
通商埃及經濟報告書
内外総株式会社
内外総業年鑑
- （作業責任者：藤田 道）